

重点事項

1 ホームレス対策について

(1) 平成23年度のホームレス対策事業について

厚生労働省では「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（平成14年法律第105号。以下「ホームレス自立支援法」という。）及び同法に基づく「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（平成15年厚生労働省・国土交通省告示第1号。以下「基本方針」という。）に基づき、福祉、雇用等の各分野にわたって施策を総合的に推進してきたところである。

平成23年度においても、引き続き、総合相談事業や、生活相談・指導、職業相談、健康診断等を行う自立支援事業などを実施することとしているので、各自治体においては、特定非営利活動法人、社会福祉法人等の民間団体（以下「NPO等民間団体」という。）との連携、協力の下、事業の推進を図られたい。

(2) 貧困・困窮者の「絆」再生事業について

現下の厳しい雇用失業情勢の中、「職」と「住まい」を失った方や身寄りがなく路上生活を余儀なくされる方など貧困・困窮者が、地域社会で自立し、安定した生活を営めるよう支援することが求められているところである。

このため、「円高・デフレ対策のための緊急総合経済対策」（平成22年10月8日閣議決定）に「貧困・困窮者の『絆』再生事業」（以下「絆事業」という。）が盛り込まれ、自治体とNPO等民間団体が連携し、いわゆるホームレスはもとより、「職」と「住まい」を失うなどホームレスとなるおそれのある貧困・困窮者を新たに対象として支援を行い、地域生活への復帰、路上化予防、再路上化防止を図ることとしている。

この絆事業は、平成21年度第2次補正予算において都道府県に造成された「緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策）」に積み増しを行い、各自治体を実施しているホームレス対策事業を拡充して行うこととしており、既に「『セーフティネット支援対策等事業の実施について』等の一部改正について」（平成22年11月26日付け社援発1126第3号厚生労働省社会・援護局長通知）で周知しているところである。

具体的には、

① 現行のホームレス対策事業の対象者の拡大

現行のホームレス対策事業は、ホームレス及び不安定な就労関係にあり定まった住居を喪失している者を対象としているが、ニート、ひきこもり等

地域で孤立した生活を営む者であり、支援がなければ路上生活などに陥るおそれのある生活困窮者まで対象を拡げる。

② NPO等民間団体が行う生活困窮者等支援事業を追加

NPO等民間団体と連携した総合相談や緊急一時宿泊施設の提供等を実施していくため、都道府県が適切に事業を実施できると認めた民間団体が実施する事業を追加する。

③ ホームレス自立支援センターの機能強化

ホームレス自立支援センターにおいて、個々の利用者の状況に応じたきめ細やかな支援が可能となるよう、精神保健福祉士などの専門職の配置や生活相談指導員の配置割合の規定を新たに加え、ホームレス自立支援センターの機能強化を図る。

等により、ホームレスの方などの地域生活への復帰等を支援することとしている。

なお、上記②については、都道府県の判断により、他の制度の対象とならない支援であって、日常生活を送る上で自立のために必要なもの（急迫状況にある単身利用者や同居する家族等が高齢、疾病等の状況にあり実質的に家族の支援が期待できない利用者に対する家事、通院の支援などの生活援助）を提供する事業等も対象として差し支えないのでご留意願いたい。

ホームレスの方などへの支援に当たっては、自治体だけでなく、日頃から信頼関係を構築しているNPO等民間団体と連携して事業を実施することが効果的であることから、上記②のNPO等民間団体が行う生活困窮者等支援事業を積極的に活用し、絆事業に取り組みたい。

(3) ホームレスの実態に関する全国調査について

ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）については、ホームレス自立支援法及び基本方針に基づき実施される施策の効果を継続的に把握するため、各自治体にご協力いただき、毎年実施しているところである。

ホームレス自立支援法は平成24年8月に失効することになっており、今後のホームレス支援のあり方などについて検討する必要があることから、平成23年度においては、毎年実施している概数調査だけでなく、ホームレスやホームレスとなるおそれのある者に対する生活実態調査やNPO等民間団体、自治体ホームレス対策担当者に対する調査も予定しているところであり、平成23年度予算（案）においても、当該調査に係る経費を確保したところである。

調査の詳細については、おって連絡する予定であるが、各自治体におかれては、本調査に対する御協力をお願いしたい。

2 生活福祉資金（総合支援資金）貸付制度について

(1) 総合支援資金貸付について

総合支援資金については、平成21年10月の緊急雇用対策の一環として、失業等により日常生活全般に困難を抱えている方の生活の建て直しを支援するためのセーフティネット施策として創設されたものである。これまでの各都道府県及び社会福祉協議会のご理解、ご協力に感謝申し上げますとともに、下記に掲げる留意点を踏まえ、引き続きその機能・役割が十分果たされるようにご協力願いたい。

ア 貸付相談及び貸付中の事務の徹底について

総合支援資金は、自立支援と債権管理の両面があることから、下記の基本的な貸付事務については、各社会福祉協議会においても創意、工夫され実施されているところであるが、徹底をお願いする。

- 貸付の相談に当たっては、借入申込者が作成する自立計画について「何を、いつまでに、どの程度までにするのか」等具体的な意思確認を行い、償還計画及び償還見込みの確認、必要な相談、助言支援を行うこと。
- 貸付期間中においても、借受人と定期的に面談を行い、自立に向けた取り組みの状況及び生活状況について確認し、必要な相談支援を継続的に行うこと。

また、これを貸付の利用者側と利用者支援する側という視点で整理すると、下記のとおりとなるので、ご留意願いたい。

[利用者側]

- 自立に向けた取り組み
 - ・ 自立計画書の提示による意思表示
 - ・ 自立計画に基づいた活動及び進捗状況の社会福祉協議会への報告

[支援側]

- 自立支援の充実
 - ・ 社会福祉協議会としての総合相談機能の活用
 - ・ 関係機関（ハローワークや住宅手当実施機関、日本司法支援センター等）との連携
 - ・ 他施策（貧困・困窮者の「絆」再生事業〔NPO等民間支援団体による支援〕等）の活用

○ 債権管理の徹底

- ・ 自立に向けた取り組みの状況及び生活状況を確認のうえ貸付金の送金を行うとともに貸付終了後における自立計画の進捗状況の確認等の実施

イ 運用の適正実施について

総合支援資金貸付については、自立支援及び債権管理のあり方について、関係各方面等よりご意見をいただいているところであり、また、貸付限度額及び償還期間の上限を示したうえで、各都道府県（社会福祉協議会）の運用により行ってきたところであるが、今後、貸付条件の運用の目安について示すなど、より適正化に資するための所要の措置を講ずることを検討している。

これに関しては、各都道府県に対して、管内社会福祉協議会における現在の運用状況などについて実態調査をお願いすることになるのでご協力願いたい。調査内容の詳細については追ってご連絡させて頂くこととしている。

なお、平成23年4月より各都道府県社会福祉協議会が「生活福祉資金貸付業務システム」を稼働させる予定である。各都道府県におかれては、生活福祉資金の実態把握を行う際には有効活用されたい。

ウ 相談支援体制の強化等について

窓口業務を担う市区町村社会福祉協議会の相談支援体制の充実に要する経費については、緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策）において措置しているところであるが、平成22年度補正予算において、同基金の事業実施期間を平成23年度末まで一年間延長し、延長による必要な経費（平成23年度分）を追加交付したところである。総合支援資金に関する総合相談は、懇切丁寧な接遇を必要とし、多大な業務量となるため、市区町村社会福祉協議会の実情をよく把握した上で有効活用されたい。

なお、総合支援資金貸付を含む生活福祉資金貸付の実施主体である都道府県社会福祉協議会が行う貸付・審査業務に係る事務費、借受世帯との窓口となる市区町村社会福祉協議会の貸付事務費、民生委員が行う貸付調査・償還指導の実費弁償費及びその他償還対策に必要な経費については、セーフティネット支援対策等事業費補助金による補助（補助率1/2）を行っているところである。

昨年度より貸付件数が増加していることもあり、貸付事務費の増額が見込まれることから、各都道府県におかれても所要の財政措置に特段のご配慮を願いたい。

エ 不正借入の防止について

最近、失業者等を支援する公的制度を不正に利用する事例が報道されているところであるが、生活福祉資金貸付事業においては、「生活福祉資金の適正な貸付の実施について」（平成22年8月6日付け社援地発0806第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）により、必要な対策を講じるようお願いしているところである。

不正が疑われる借入申込に関しては、現地調査や警察及び住宅手当実施機関等関係機関との連携による入念な確認を行い、また、毎月の送金時に状況確認（居所確認）を行う等、引き続き不正借入防止対策の推進に努められたい。

また、不正借入事案については、警察等捜査機関への告訴・告発や捜査への協力を行うなど厳正な対応を行っていただきたい。

(2) その他

ア 高等学校に在学する者の授業料等滞納に係る取扱いについて

昨年（平成22年）2月、高校生が授業料等を滞納しているために卒業できないという、いわゆる「卒業クライシス」問題に対して、教育支援資金の特例的な取扱いを行ったところである。

今年については、これまでの状況を注視してきたが、厳しい経済情勢を踏まえ、今年度においても特例的に高等学校の授業料等について遡及して貸し付けることを可能とする通知を平成23年2月4日に発出したところである。については、本貸付を必要とする世帯が利用できるよう、各都道府県教育委員会高等学校主管課及び私立学校主管課と連携して周知を図られたい。

イ 会計検査院からの指摘について

会計検査院より、平成22年10月20日付で通知された処置要求において、「生活保護受給者が任意加入により年金受給権を取得できる場合には、生活福祉資金を貸し付けることができること、貸付要綱等で定められた期間について貸付金の償還を猶予できることを十分に周知すること」とされたところである。

また、生活保護の実施にあたっては、収入だけでなく、所有する不動産等の資産についても活用することが前提となっており、「不動産担保型資金等の事務手続きをより分かりやすく明示することにより、同貸付制度についての誤認を防止等すること」、「事業主体と都道府県社会福祉協議会との連携を強化すること」とされたところである。

については、本指摘の内容について、管内の社会福祉協議会に対して周知願うとともに、生活保護受給者が年金受給権を取得するための福祉資金及び要保護世帯向け不動産担保型生活資金の活用にあたっては、上記の会計検査院の指摘も踏まえつつ、生活保護の実施機関と十分連携のうえ適切に対応されたい。

3 地域福祉の推進について

昨年夏に生じた、いわゆる所在不明高齢者問題や猛暑による熱中症問題等の地域社会における問題に対応するためには、地域住民が孤立しないよう、見守り機能を強化し、地域社会で支え合い、住み慣れた地域で安心した生活を続けることができる社会をつくることが重要である。

このような社会を構築するためには、地域福祉の推進が必要であり、地域福祉計画の策定を始め、日常生活自立支援事業、社会福祉協議会、民生委員等の既存の制度の更なる推進とともに、後述の安心生活創造事業による地域での新たな支え合いの仕組みの構築に積極的に取り組んでいただきたい。

(1) 安心生活創造事業について

近年、単身世帯の増加や地域社会及び家族からの孤立等により、見守りなどを行う地域コミュニティの再構築が特に求められており、地域ケア体制整備構想の推進など、公的サービスと制度外の生活支援サービスが包括的に提供がされる取組がなされている。こうした取組の一環として、厚生労働省では、平成21年度から、単身世帯などへの「基盤支援」（「見守り」・「買物支援」）を行う「安心生活創造事業」を創設し、実施してきたところである。本事業は、

- ① 基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する
- ② 基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる
- ③ それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む

といった事業の3原則を前提として、厚生労働省が選定した58の地域福祉推進市町村が、平成23年度まで実施するモデル事業となっており、上記の3原則に基づき、例えば、新聞配達員、郵便配達員、水道メーター検針員等と連携した見守り活動や、商店街、生協、宅配事業者等と連携して日用品の配達サービスを実施する買物支援等、様々な取り組みを実施していただいているところである。

このような地域福祉推進市町村の取組状況については、市町村の作成した資料を厚生労働省のホームページに掲載しているため、各市区町村における基盤支援の充実の参考にして頂くよう、管内市区町村に周知をお願いする。

厚生労働省ホームページ「安心生活創造事業」のURL

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/anshin-seikatu.html>

また、本事業の評価・検証を行うため、社会・援護局に「安心生活創造事業推進検討会」を設置し、平成21年度と22年度で実施した、基盤支援を必要とする

人々とそのニーズの漏れない把握、過疎地域などにおける新たな担い手の育成及び見守り・買い物支援等の成果と課題を整理しているところである。本検討会では、今後も引き続き、総合相談、権利擁護、基盤支援、地域の自主財源づくり等の観点から評価・検討を行うとともに、平成23年度末にまとめを行い、その結果を踏まえ、本事業の成果を全国に普及させるための成果物の作成や全国的な仕組みづくりを行っていく予定である。

なお、厚生労働省では、安心生活創造事業の取組を参考にして、孤立死の予防や災害時の要援護者の支援等のための見守り活動の促進や拠点整備に取り組む場合には、「地域福祉等推進特別支援事業」として補助することも可能としているので、必要に応じてこの事業を活用した地域福祉の推進に取り組んで頂くよう、管内市町村に周知いただきたい。

(2) 日常生活自立支援事業について

日常生活自立支援事業は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等判断能力が不十分な人に対し、利用者との契約に基づいて福祉サービスの利用援助等を行うことにより、地域において自立した生活を送れるよう支援する事業である。都道府県社会福祉協議会を実施主体とし、市町村社会福祉協議会等に一部委託して実施されている。主な援助内容は、①福祉サービス利用援助、②苦情解決制度の利用援助、③住宅改造、居住家屋の貸借、日常生活上の消費契約及び行政手続きに関する援助等であり、これら①～③に伴う援助として、日常的な金銭管理や定期的な訪問による生活変化の察知等の支援を行っている。

今後、単身世帯の増加とともに、認知症高齢者の増加や精神障害者・知的障害者の地域生活への移行が進むことが見込まれる中、判断能力が不十分なため日常的な金銭管理を一人では行うことが困難であり、利用できる福祉サービスがあってもそれを活用できない者が生じてしまうことは、極めて大きな問題であり、このような方々の地域での生活を支える本事業の普及は喫緊の課題である。

さらに、本事業の重要性とともに、住民に身近な市町村レベルでサービスを提供するための体制整備の必要性については、「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」（平成20年3月）の報告書や「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」の報告書（平成20年7月）において指摘されているところである。

こうしたことから、本事業の実施に当たり、きめ細やかな相談支援体制を整備するため、平成22年度予算において、事業の相談窓口である基幹的社会福祉協議会の全市整備を推進するとともに、専門員の業務量増加に対応するため、契約締結前の相談業務や成年後見制度への移行についても支援を行うこととしたところである。

本事業の実施状況をみると、各自治体において大きく差が生じているが、本事業の普及が不十分であれば、消費者被害や経済的虐待も増加し、サービスが利用できないことによる健康状態の悪化など、高齢者や障害者が地域で安心した生活を継続していく上での大きな壁になると同時に、権利擁護の観点からも大きな問題になると考えている。

都道府県・指定都市におかれては、このような本事業の重要性を考慮いただき、基幹的社会福祉協議会の増設や従事者の確保を進めるなど、本事業の更なる充実を図るための財源措置などについて積極的に対応願いたい。

(3) 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画について

昨年夏のいわゆる所在不明高齢者問題に関連して、7月末時点の計画の策定状況に関する調査をお願いしたところである。

その調査の結果、市町村地域福祉計画については、策定済みの市区町村が、昨年3月末の850か所（48.5%）から7月末の855か所（48.8%）と増加し、また策定予定の市区町村が30か所増加していたところであるが、町村における計画策定率は31.5%であり、市区部の69.1%と比べて低い状況であった。

一方、都道府県地域福祉支援計画については、7月末時点で37道府県において策定済みであるが、10都県が未策定である。計画の策定は各自治体の判断に委ねられているものではあるが、地域福祉を推進するために、積極的な計画策定をお願いしたい。

厚生労働省では、本調査などによって得られた地方自治体の状況を踏まえ、特に小規模な市町村を中心に、厚生労働省のホームページに優良事例を掲載しているので、計画の策定に当たって参考にさせていただくよう、管内市区町村に周知願いたい。

また、地域福祉計画などの策定状況については、例年調査を実施し各自治体の取組状況を把握させていただいているところであり、本年度もご協力願いたい。併せて、当該調査の結果については公表することとしているのでご了知願いたい。

(4) 社会福祉協議会との連携について

近年、地域では少子高齢化や核家族化が進行する中、高齢者や児童等への虐待や孤立死の問題など、多様な生活課題が顕在化し、地域福祉の再構築が課題となっている。こうした多様な生活課題には、行政が住民やボランティア等と協働して取り組んでいくことが重要であり、こうした活動を支える社会福祉協議会の役割はますます大きくなっている。各自治体においては、今後とも社会福祉協議会との連携により、地域福祉活動の一層の促進をお願いしたい。

なお、市区町村社会福祉協議会が行う結婚相談事業における基本的人権の尊重及びプライバシーの保護の徹底については、これまでも各自治体において管内の社会福祉協議会に対して、不適切な事例が発生しないよう指導をお願いしてきたところであるが、引き続き管内の社会福祉協議会に対する指導をお願いしたい。

(5) 民生委員について

ア 民生委員の一斉改選について

民生委員については、昨年12月1日に一斉改選を行ったところであるが、その際、各都道府県及び市区町村には多大なご協力を賜り感謝申し上げます。今回の一斉改選により、定数は233,905人、委嘱数は228,550人となり、前回（平成19年）の一斉改選と比較すると、定数は1,802人、委嘱数は1,266人増加している。定数に対する委嘱数の割合（充足率）は97.7%であり、前回（97.9%）とほぼ同水準となっている。

民生委員の候補者の選任に当たっては、直接の関係者による推薦のみならず、自治会、福祉活動を行うボランティア団体やNPO法人等多方面から幅広く推薦を得ることなどにより、引き続き人材の確保に努めていただきたい。

イ 民生委員に対する個人情報の提供について

少子高齢化の進展や家族機能の変化等の影響もあり、高齢者などへの虐待や孤立死の問題等、地域においては、多様な生活課題が顕在化し、地域において住民の立場に立って相談援助活動を行う民生委員に期待される役割は、ますます大きくなっているところである。

しかしながら、市区町村においては、個人情報保護に過度に敏感な考え方などにより、要援護者の情報が民生委員に適切に提供されていないとの声がある。厚生労働省では、昨年9月に市区町村の個人情報の提供状況に関する抽出調査を実施したところであるが、調査対象市区町村の約半数が「高齢者（65歳以上）単身世帯」であるとの情報を提供してないことが明らかになった。

もとより、民生委員の立場は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条3項に基づく特別職の地方公務員であり、民生委員法（昭和23年法律第198号）第15条において守秘義務が規定されており、また、民生委員に対する個人情報の取り扱いについては、「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」（平成19年8月10日付け社援地発第0810001号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知等）において、日頃から民生委員児童委員などの関係機関との間で必要な情報の共有を図り、また、日頃から積極的な安否確認や相談、

支援を行っていくことが必要である旨の通知がされているところである。

個人情報の取り扱いについては、民生委員による情報漏洩などの事案も報告されることもあるが、民生委員の役割の重要性に鑑み、都道府県等が実施する研修の場において、個人情報に対する意識の向上や取扱いの留意点等について重点的に指導していただき、各民生委員が、情報漏洩等により住民の信頼を失うことなく適切に活動できるよう、ご協力をお願いしたい。特に、今回の一斉改選で初めて民生委員となった方々も多いものと推定されるが、このような新任の民生委員が職務に不安を抱くことなく適切にその役割を果たすことができるよう、個人情報の取り扱いを含め、民生委員の役割や関係機関との連携等の必要な事項について、研修の場で適切にご指導いただくようお願いする。

なお、今後、厚生労働省としても、積極的に個人情報を提供している市区町村の好事例を収集し、提供する予定であるので、各都道府県におかれては、管内市区町村に対し、民生委員活動に必要な個人情報の提供を行うよう助言を行っていただきたい。

ウ 国の出先機関改革と民生委員の委嘱事務について

民生委員の委嘱事務については、全国知事会における「国の出先機関原則廃止PT」において「地方移管する事務」に仕分けされているが、厚生労働省としては、先般の第8回地域主権戦略会議において、大臣委嘱を維持すべきとの見解を示したところである（下記参照）。なお、同会議が策定した「アクションプラン～出先機関の原則廃止に向けて～」が平成22年12月28日に閣議決定され、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲することを推進することとされたところであるが、民生委員の委嘱事務については当該プランでは触れられていないので、ご了知願いたい。

(参 考)

第8回地域主権戦略会議（平成22年11月29日）提出資料

『「自己仕分け」の再検討結果（各府省提出資料）』（抜粋）

2. 再検討の結果、下記については地方の要望があることを踏まえ、引き続き地方と協議していくこととする。

→ 「民生委員・児童委員の委嘱、主任児童委員の指名」については、「国の出先機関原則廃止PT」において「地方移管」とされているが、当事者団体からは、無報酬である民生委員・児童委員の使命感や責任感の醸成に当たっては厚生労働大臣による委嘱こそが有意義であるとの見解が示されていることも踏まえ、国に残した上で、地方自治体の推薦手続に係る事務負担の徹底的な軽減等について、引き続き地方と協議していくこととする。

4 消費生活協同組合の指導・監督について

(1) 改正法の施行などに伴う共済事業の事業実施における対応について

消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下「生協法」という。）改正により、組合の共済事業においても、契約者保護を図るために必要な以下の規制が整備されたところである。

- ① 自己資本を充実させ、十分な支払余力を確保するとともに、支払余力を示す比率やそれに基づく早期是正措置を定め、財務の健全性を担保するための措置を規定（生協法第50条の5等）
- ② 組合が財政的に脆弱な場合、十分に契約者保護が図れない可能性があることから、共済事業を行う組合が最低限保有しなければならない出資の総額（最低出資金）を規定（生協法第54条の2等）
- ③ 他事業の財務状況が悪化し、それが共済事業の健全性を脅かすことを避ける必要があることから、共済事業を行う組合が他の事業を行うことを制限（兼業規制）（生協法第10条第3項等）

なお、①の事項に関連して、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号。以下「生協法施行規則」という。）及び消費生活協同組合法施行規程（平成20年厚生労働省告示第139号）を改正し、健全性の基準及びその計算方法を定め、平成22年1月29日に公布したところである。

健全性の基準については、本件の施行により平成22年3月期末の決算から各組合において本件により定められた計算方法による支払余力比率を算出することとなっているが、契約者などへの十分な周知期間並びに各都道府県及び各組合における同基準への対応のために必要な準備期間を設ける観点から、経済動向なども見極めつつ、

- ① 平成24年3月期末の決算から、参考指標として、同基準による支払余力比率を事業報告書に記載すること及び公衆の縦覧に供することを義務付けること
- ② 平成25年3月期末の決算から、支払余力比率を早期是正措置の指標として適用すること

を基本とすることとした。

各都道府県においては、所管組合に対して、財務の健全性を確保する観点から、上記のスケジュールを踏まえつつ、規制に対応できるよう適切な指導・監督をお願いしたい。

(参 考)

消費生活協同組合の指導・監督（共済事業における規制の対応）

生協法改正

- 平成19年の消費生活協同組合法の改正により、契約者保護の観点から、組合の財務の健全性や透明性を確保するため、健全性の基準（共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準）の導入・最低出資金規制・兼業規制等を整備。

今後のスケジュール

【健全性の基準】

- ・平成22年3月期末決算から・・・支払余力比率の算出
 - ・平成24年3月期末決算（※）から・・・参考指標として、支払余力比率を事業報告書に記載すること及び公衆の縦覧に供することを義務付け
 - ・平成25年3月期末決算（※）から・・・早期是正措置の指標として適用
- （※）導入時期は十分な周知期間及び必要な準備期間を設ける観点から経済動向等も見極めつつ、上記のスケジュールとすることを基本としている。

【最低出資金規制・兼業規制】

- ・平成25年4月から適用

所管組合に対して、財務の健全性を図る観点から、これらの規制に対応できるよう、上記の今後のスケジュールを勘案しつつ、適切な指導・監督を行うことが必要。

（2）健全な運営の確保について

組合は、税制においても普通法人に比べ優遇されているように、その社会的責務は非常に大きく、信頼と責任ある経営が求められている。都道府県においては、昨年報道された不祥事案も踏まえ、適正な運営体制と事業の健全性が確保されるよう、以下の点についても留意の上、所管する組合の指導に特段のご配慮を願いたい。

- ① 役員退職慰労金の支給に当たっての適正性の確保
- ② 員外利用、架空契約及び名義借契約等の発生を防止するための共済募集管理態勢の徹底
- ③ 共済事業規約などに基づいた適切な共済金等支払管理態勢の徹底
- ④ 組合員の個人情報等の管理態勢や出資金及び共済掛金などの管理態勢の徹底
- ⑤ 事業を利用していない組合員が多数存在する組合や休眠状態にある組合における組合及び組合員管理の徹底
- ⑥ 財務状況が悪化している組合、特に、多額の累積赤字を抱えている組合における経営の健全化

また、新たに設立される組合の認可に当たっては、設立の趣旨や事業計画等について法の趣旨に照らして適切かどうか、また、将来にわたり安定的な事業継続が見込めるかどうか等の観点から、生協関係法令・通知に則り、適正に審査を行ったうえで、ご判断願いたい。

(3) 共済事業向けの総合的な監督指針の改正について

本年1月、「共済事業向けの総合的な監督指針」について、①共済代理店における組合加入手続及び②被共済者年齢の撤廃等の改正を行ったところである。

①については、利用者の利便性を向上させる観点から共済代理店で行う組合加入手続きのうち「取次ぎ」行為を認めるものであるが、「取次ぎ」行為は非組合員の要請に基づく行為であり、能動的に共済代理店が募集を行うことを認めるものではない。また、②については、共済期間が10年を超える定期共済について、従来、被共済者年齢が80歳までとされていたが、平均寿命の高齢化や他業態での扱いも踏まえて当該制限を撤廃することとしたものであり、共済事業を実施する組合を所管している都道府県におかれては、監督業務において活用されたい。(参考資料：P53参照)

(4) 生協の子会社が行う業務の範囲について

生協の子会社が行う業務の範囲は、共済事業実施組合については生協法改正後、同法第53条の16及び第53条の18において、従属業務及び関連業務に限定されており、具体的には生協法施行規則第222条及び第227条においてその業務内容が定められているところである。

当該規定については、平成20年9月末までに行政庁へ届け出た場合は平成25年3月末までは適用されないが、それ以降は適用されるため、都道府県においてもその旨留意し、監督・検査業務に当たられるようお願いしたい。また、届出を行っていない組合については当該規定が既に適用されているため、規定に違反している場合は、指導方よろしくようお願いしたい。

加えて、共済事業実施組合以外の組合も含め、組合の子会社の設立については、「消費生活協同組合の運営指導上の留意事項について」(昭和62年6月30日付け社生第77号厚生省社会局生活課長通知、平成3年11月7日付け社生第124号厚生省社会局長通知)により、組合の本来業務の円滑な実施のためにやむを得ない場合に限定されること、また、組合が全額出資する子会社については、その組合員もしくは会員以外を対象とした事業活動は認められない旨示されているところであるので、併せて指導方お願いしたい。

(5) 会計基準の適用について

生協法の改正により、農協法等に基づく開示と同様の開示が生協についても求められることとなり、生協の会計についても、「一般に公正妥当と認められる会計の慣行をしん酌」しなければならないこととなったが、経過措置として、①退職給付に係る会計基準、②固定資産の減損に係る会計基準、③金融商品に関する会計基準及び④税効果に係る会計基準については、改正法施行後、平成22年3月31日までの間に開始する事業年度までの間は、適用しないことができるとされていたところである。

平成22年4月1日以降に開始する事業年度からは、生協の会計にこれらの会計基準も適用されることとなることから、改めて生協法施行規則及び「消費生活協同組合法施行規則の一部改正に伴う組合の財務処理等に関する取扱いについて」

(平成20年3月28日付け社援地発第0328003号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)を参照していただき、所管組合に対する監督・検査業務に当たられるようお願いしたい。

(6) セーフティネット支援対策等事業費補助金(消費生活協同組合指導監督事業)の活用について

平成23年度予算(案)においては、組合の指導監督の充実強化を図るため、「セーフティネット支援対策等事業費補助金」において「消費生活協同組合指導監督事業」(補助率1/2)を引き続き実施することとしているので、本事業の積極的な取組をお願いしたい。

特に、共済事業実施組合を所管している都道府県におかれては、(1)に述べた規制に対応できるよう、組合の財務状況を適切に把握しておく必要がある。また、共済事業実施組合以外の組合を所管する都道府県におかれても(5)の会計基準の適用に対応できるよう、当該補助金の活用などにより、公認会計士などの助言を得た上で、組合の監督・検査に努めるようお願いしたい。

(7) 政治的中立の確保について

組合の政治的中立の確保については、生協法第2条第2項において「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定しているところであり、組合が法の趣旨を十分尊重し、いやしくも政治的中立の観点から批判や誤解を招くことのないよう改めて厳正にご指導願いたい。

(8) 地域における生協の役割について

地域における生協の役割については、生協が一定の地域又は職域による人と人とのつながりによる組織であることから、従来より地域社会への貢献が求められている。加えて、昨今、単身世帯の増加等による孤立や高齢者等の買い物弱者問題が報道される中、生協がこれらの買い物弱者に対して見守り・買い物支援を積極的に行うことが期待される場所である。

具体的には、自治体との協働を積極的に行い、従来の宅配事業の充実のほか、地域において見守り・買い物支援を行う団体と連携し、移動車両による食品の提供等を積極的に行うことが期待される。

経営状況が厳しい組合もあるが、生協の期待される役割を踏まえ、各都道府県においても、所管生協が可能な限り、見守り・買い物支援に積極的に取り組むよう、所管生協と地域における生協の役割について意見交換を行う等、必要な指導をお願いしたい。

5 地方改善事業等について

(1) 地域主権戦略大綱における「ひも付き補助金」の一括交付金化と地方改善施設整備費補助金について

昨年6月22日に閣議決定された地域主権戦略大綱において、「地域主権」を確立するため国から地方への「ひも付き補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える「一括交付金」にするとの方針の下、地域主権戦略会議（事務局：内閣府地域主権戦略室）において、現行の補助金、交付金（平成23年度は、施設整備費など「投資」に係る補助金、交付金が対象）について検討されてきたところである。

地方改善施設整備費補助金についても一括交付金の対象とされているところであるが、施策の緊要性を判断し、直ちに交付金化するのではなく、一定の期間（3～5年）を設定した上で、期限到来時に「廃止」又は「一括交付金化」等を判断する「特定補助金」として取り扱うよう要請してきたところである。

平成23年度予算（案）においては、本整備費補助金は「一括交付金化」されていないので、各自治体におかれては、引き続き、当課に御協議いただき、必要な隣保館などの改築、修繕等を進めていただきたい。

(2) 地方改善事業の実施について

ア 隣保館運営事業等の推進について

隣保館は、昭和28年度にその整備について予算措置して以降、同和問題の解決に資するため各種の事業を行い、地域住民の生活の改善や人権意識の向上等に大きく寄与してきたところである。

また、地域改善対策協議会の意見具申（平成8年5月）及びこれを踏まえた閣議決定（同年7月）に基づき、平成9年より一般対策として、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして各種の事業を総合的に行っているところである。

隣保館運営事業等は、「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号厚生労働事務次官通知）に基づき、地域改善対策特定事業が実施された地域や同事業は実施されなかったが地域住民の生活の改善や人権意識の向上等を図る必要のある地域で行われているところであるが、社会、経済情勢の変化に伴い、これらの地域においても住民ニーズは多様化しているところである。

本事業の今日に至るまでの歴史的経緯や背景を鑑み、従前からの利用者等ともよく意見交換を行い情報の共有化を図るなどし、今後とも多様化する住民ニーズに的確に対応できるよう、管内市町村に対し、引き続き本事業に積極的に取り組まれるようご周知願いたい。

また、隣保館について他施設との統合等運営体制の見直しを行うこととなった場合においても、隣保館がこれまで担ってきた役割や機能が失われることのないよう、ご周知願いたい。

イ 隣保館の公平中立な運営について

隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たっては常に公平性・中立性を確保する必要があることから、地域住民などから特定の団体に独占的に利用されているなどの批判が生ずることのないよう、引き続き管内市町村に対しご周知願いたい。

ウ 隣保館と関係部局、機関との連携について

隣保館においては、地域住民の生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う必要があることから、日頃より市町村の福祉関係部局や地域包括支援センター、社会福祉協議会などの関係機関との密接な連携の下で館運営が行われるよう、管内市町村に対しご周知願いたい。

エ 隣保館職員の資質向上について

隣保館職員に対する研修の実施に当たっては、人権課題に関する内容はもとより、介護保険制度や年金制度をはじめとする社会保障制度の最近の動向を内容とした研修を行う等、創意工夫をこらした研修の実施に努め、人権啓発とあわせて地域福祉の一翼を担う館職員としての資質の向上が図られるよう努められたい。

オ 隣保館運営審議会について

「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号厚生労働事務次官通知）を制定した際、隣保館運営審議会の設置事項を削除したところであるが、従来、隣保館運営審議会が行ってきた重要事項の決定や運用に関する審議は、隣保館の運営に対し、大きな役割を担ってきたところであるので、安易に審議会を廃止することにより、その機能が失われることのないよう、管内市町村に対しご周知願いたい。

カ アイヌ生活向上関連施策事業

アイヌ生活向上関連施策事業については、北海道が策定した「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策（第2次）」（平成21年度から平成27年度までの7年間）に基づき事業の推進に努めることとしているので、地域の状況や事業の必要性に応じて実施するよう、管内市町村に対してご周知願いたい。

なお、平成21年7月に取りまとめられた「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書を受け、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、「アイヌ政策推進会議」及び同会議の下に作業部会（①民族共生の象徴となる空間作業部会、②北海道外アイヌの生活実態調査作業部会）が開催されているところであり、②に関しては、本年1月に北海道外アイヌの生活実態に関する調査が行われ、今後、調査結果が取りまとめられる予定であるのでご了知願いたい。

（3）人権課題に関する啓発等の推進について

人権課題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの、一部では依然として存在しており、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施は重要であるので、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じ人権課題に関する理解が深められるよう特段のご配慮を願いたい。

なお、一昨年、一部の自治体、社会福祉協議会が実施する結婚相談事業において、相談申込書や登録カードの項目等に基本的人権への配慮が欠けていたとして、改善が行われたという事例が発生したところである。結婚相談事業については、相談者の個人情報扱うこととなることから、基本的人権の尊重及びプライバシーの保護が十分に確保されるよう、管内市町村などに対して指導されたい。

また、過去に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生したが、これは調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるところが大きいと思われる。

こうしたことが二度と起きないようにするためにも関係者などに対する啓発・研修は、ただ漠然と行うのではなく、具体的な事例を挙げるなど効果的なものとなるよう努めるとともに、関係事業者団体に対して、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行われたい。